

熊本市感染症予防計画等の策定について

【感染症対策課・新型コロナウイルス感染症対策課・医療政策課】

1 概要（策定の根拠）

令和4年12月に成立した「改正感染症法」により、保健所設置市等は、都道府県が定める「予防計画」を踏まえて新たに予防計画を策定することが義務化されたことから、国が定める基本指針や、県が改定する予防計画の内容を踏まえ、「熊本市感染症予防計画」を新たに策定する。また、この予防計画の実行性を担保するために、改正地域保健法に基づき、保健所及び地方衛生研究所（環境総合センター）において「健康危機対処計画」を策定する。

2 主な内容（ポイント）

これまでの新型コロナウイルス感染症対応を振り返り、保健・医療体制を中心に当時の取組・成果・課題等を洗い出した上で、「熊本市感染症予防計画」に盛り込む。併せて、「検査実施件数」や「業務人員確保数」などの具体的な数値目標を設定する。「健康危機対処計画」については、感染症の発生初期や拡大期等のフェーズに応じて、業務内容や量及び人員等の体制整備などを記載する。

3 策定の進め方

「熊本市感染症予防計画」については、国の基本指針や県の予防計画を踏まえ素案の作成を行い、県が設置する「都道府県連携協議会」にて意見を聴取し、計画を策定する。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症対応に関する振り返りについては、「熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症専門家会議」からも意見を聴取する。

4 スケジュール（※下記のスケジュールについては、県と調整中）

令和5年5月～8月	… 計画（素案）の作成／新型コロナ対応に関する振り返り及び検証
令和5年10月	… 計画（案）の作成
令和6年3月	… 計画策定

※「都道府県連携協議会」にて意見聴取を行い策定を進めていく。